

○水戸市建築審査会条例

昭和50年 3月28日

水戸市条例第14号

改正 平成4年 9月22日条例第29号

平成28年 3月29日条例第18号

注 平成28年 3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第83条の規定に基づき、水戸市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、委員の任期、議事その他審査会について必要な事項を定めるものとする。

(平28条例18・一部改正)

(組織)

第2条 審査会は、7人の委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(平28条例18・追加)

(招集)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに会議を招集しなければならない。

(1) 法の規定により同意を求められたとき。

(2) 法の規定により審査請求があったとき。

(3) 市長から諮問があったとき。

(4) 委員の2分の1以上から招集の請求があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要があると認めるとき。

(平28条例18・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平28条例18・旧第4条繰下)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平28条例18・旧第5条繰下)

付 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年9月22日条例第29号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月29日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。